

平成20年度東海農政局行動計画に基づく取組の評価

平成21年7月

東海農政局

【問い合わせ先】

東海農政局：企画調整室
担当者：室長補佐(基本計画推進)
電話：(代表)052-201-7271 (内線 2316)
FAX：052-219-2673

<http://www.maff.go.jp/tokai/>

－ 目 次 －

1. 「東海農政局における行動計画・評価について」	2 ～ 3 頁
2. 「Ⅰ， 目標及び平成20年度の評価結果」	4 ～ 16 頁
3. 「Ⅱ， 平成20年度活動計画の実績」	17 ～ 32 頁

東海農政局における行動計画・評価について

1. 趣 旨

東海農政局では「食料・農業・農村基本法(11年法律第106号)」と「食料・農業・農村基本計画(17年3月25日閣議決定)」に沿った地域における食料・農業・農村政策(新基本法農政)の着実な推進を図るため、より現場に近い地方農政局の「取組」が極めて重要との基本的考え方の下、「東海農政局行動計画(行動計画)」を策定し、局内における行動計画及び目標を決定しています。

また、それらに基づく局内の各種取組等について、毎年度、評価を行うことにより「取組」の効率化を目指すこととしています。

【参考：行動計画策定の考え方】

策定に当たっては、以下の東海地域の特性を踏まえ、重点的に推進する事項を設定しています。

<東海食料・農業・農村の特徴>

- ・東海地域は、人口1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域、その周辺に農村地域が広がる。高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。
- ・食品産業が発達し、全国的にも著名な食品会社が存在
- ・1戸当たり耕地面積は全国平均と比べ、著しく狭小にもかかわらず、野菜、花き等の多様な生産によって高い生産性
- ・都市近郊地帯であることから農地の資産的価値が高く、経営規模の拡大は農地の売買よりも賃貸借や農作業の受委託による対応が顕著
- ・濃尾・明治用水等の農業水利事業や排水改良、ほ場整備を中心とした農業基盤の整備を実施
- ・流域住民等による水源・水質保全の取組を積極的に実施

(近年の動向)

- ・以上のような特徴に加え、平成17年には愛知万博の開催(3月25日~9月25日)、中部国際空港の開港(2月17日)
- ・このような中、農業生産活動は、減少傾向にあるものの全国と比較して緩やかなものとなっているが、土地利用型農業は零細な経営が多く、農業の構造改革に立ち遅れ
- ・さらに、食料自給率の向上、BSEや偽装表示問題等による食の安全と消費者の信頼の確保、地球温暖化等により環境に配慮した持続可能な社会への転換が重要な課題

<重点的に推進する事項>

1. 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進 —食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として—
2. 東海農業・農業関連産業の振興 —東海の特徴を活かした食料産業の振興—
3. 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進 —農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流—

2. 経 過

【 農林水産本省 】

- ・ 農林水産本省は、他省庁に先駆けて12年度から実績評価により政策評価を実施（13年7月公表）
- ・ 14年度から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（13年法律第86号）及び同法に基づき策定された「政策評価に関する基本方針」に基づき、政策評価を実施

【 東海農政局 】

- ・ 東海農政局は、12年12月、「新基本法農政の推進に当たっての東海農政局の取組（アクションプログラム）」を策定
13年1月に組織再編を契機に「新・東海農政局における今後の重点推進事項」を設定
14年度に、16年度までの3年間を期間とする「行動計画」を策定
17年度に、21年度までの5年間を期間とする新たな「行動計画」を策定
19年度に「行動計画」の中間見直しを実施
- ・ 「取組」に係る「評価」は、14年度から本格的に実施

3. 評 価

- ・ 「評価」の対象となる「東海農政局行動計画」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。
- ・ 東海農政局行動計画に基づく「取組」について、以下に基づき、毎年度、評価を実施します。

－ 「東海農政局食料・農業・農村基本法農政推進本部」（平成13年1月6日設置） －

第3 活動内容

(2) 施策の具体化及びその取組評価

新基本法農政の推進を図るため、局内における推進方を決定するとともに、推進方に基づく局内の各種取組等について検討を行う。

- ・ 評価結果は、東海地域農政懇談会における意見聴取を経て、東海農政局食料・農業・農村基本法農政推進本部で決定します。決定後は、速やかに東海農政局ホームページ又は東海農政局総合広報誌等の広報媒体を活用し、公表します。

I, 目標及び平成20年度の評価結果

【重点的に推進する事項1】

地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

—食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として—

重点的に推進する事項設定の考え方

- ・東海地域のカロリーベースの食料自給率(16年度)は20%、管内各県毎の自給率は、三重県(42%)、岐阜県(26%)、愛知県(13%)。
- ・27年度の全国ベースの食料自給率目標(45%)を達成すべく、東海地域においても積極的な取組を行い、農業生産及び消費の両面について目標・指標を設定。今後も東海地域の食料自給率向上のため、必要な目標・指標を検討。
- ・食の安全は、BSEや偽装表示問題等を受け、国民の関心が高い重要課題。
- ・大消費地名古屋を抱え、全国有数の野菜・畜産等の産地がある東海地域において、「食」と「農」の距離を縮め、食の安全・消費者の信頼を確保することが必要。
- ・また、一人一人が自らの食について考え、判断できるようにする「食育」を推進。

目 標		H20年度評価																												
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標の達成度合い	現状分析・改善方向等																						
東海地域の食料自給率の向上	東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆指 標 : 研究会への参加団体の拡大 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 企画調整室 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>34</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>34</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	23	34	37	実 績	—	—	20	31	34	—	<p>平成20年度の目標を達成した。</p> <p>生産者／外食産業関係／流通業者関係／地方自治体への参加依頼を行った。</p> <p>また、15万人規模の都市へも参加依頼を行い、新たに3市（大垣市、安城市、豊川市）の参加が実現し、全体で34団体の参加により目標数を達成した。</p>	<p>研究会の参加団体における、自給率向上に向けた活動について共有を図り、各団体の活動の参考となる機会を作るとともに、開催した研究会の概要を参加団体以外へも広く情報を提供していく必要がある。</p> <p>このため、研究会開催時に、参加団体の自給率向上に向けた活動を紹介し、各団体における具体的活動の喚起を図る。</p> <p>また、開催した研究会の概要を東海農政局ホームページ（以下「局HP」という。）に掲載するとともに、各種講演、勉強会等において情報を提供し、自給率向上について、広く国民の理解・醸成を図る。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																								
目 標	—	—	—	23	34	37																								
実 績	—	—	20	31	34	—																								
	飼料自給率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆指 標 : 粗飼料の作付面積の拡大 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,400</td> <td>6,900</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6,190</td> <td>6,020</td> <td>5,960</td> <td>5,890</td> <td>5,980</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	6,400	6,900	7,300	実 績	6,190	6,020	5,960	5,890	5,980	—	<p>目標達成率 : 87%</p> <p>平成20年度の飼料作物作付面積は、ここ数年減少傾向で推移していたが、稲発酵粗飼料の作付けが前年の約2倍（70→136 ha）、飼料用米が約3倍（76→206 ha）になったこと等により、前年度より90 ha増加した。</p> <p>しかしながら、大家畜畜産農家</p>	<p>各種現地検討会の開催や飼料増産のためのPR資料の配付等による飼料作物作付面積の拡大に向けた取組を実施し、前年度より作付面積が拡大したが、畜産農家の減少や規模拡大による労働力不足に加えて、水田における飼料作物作付けのメリットに係る普及・推進活動が不十分であったこと等から、目標面積の達成には至らなかった。</p> <p>20年度の取組の検証結果・指摘等を踏まえながら、東海地域飼料増産推進協議会におい</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																								
目 標	—	—	—	6,400	6,900	7,300																								
実 績	6,190	6,020	5,960	5,890	5,980	—																								

			<p>の廃業による飼養戸数の減少（2,396→2,315戸）、規模拡大による労働力不足、水田における耕畜連携の体制づくりが不十分であったこと等から、管内全体の飼料作物作付面積は5,980 haとなり、H20年度の目標面積である6,900haを達成できなかった。</p>	<p>て決定する21年度行動計画に即し、また、局内関係課との連携を強化し、県とも協議しつつ、作付可能性のある地域を特定した上で、支援策の有効活用や水田における飼料作物作付けのメリットの普及・推進活動に重点を置いて稲発酵粗飼料や飼料米、トウモロコシサイレージ、水田放牧等の現地検討会の開催や、PR資料の配付等に取り組む。</p> <p>また、これらの取組のフォローアップとして、希望する市町村において現地指導を行う。</p>																				
地産地消の推進	<p>◆指 標 : 地産地消の認知度の向上 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>59</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	47	54	60	実績	—	—	40	45	59		<p>平成20年度の目標を達成した。</p> <p>「食に関するアンケート」結果によると、20年度の認知度は、59%と毎年向上</p>	<p>認知度は着実に向上し目標は達成しているものの、認知している者のうち、およそ4割が「食事や買い物時に気にしていない」と回答していることから、地産地消について実質的な理解を深め実践につなげる必要がある。</p> <p>地産地消について実質的な理解を深め実践につなげるため、地産地消仕事人の選定・活用や学校給食における地場農林水産物の活用を推進する等、現行取組を拡充強化する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	—	—	—	47	54	60																		
実績	—	—	40	45	59																			
食育の推進	<p>◆指 標 : 食事バランスガイドの普及・推進（食事バランスガイドの認知度向上） ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 消費・安全部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>57</td> <td>72</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	20	40	50	60	70	実績	—	30	41	57	72		<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>21年度も引き続き目標を上回るよう、活動計画に基づき取り組む。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	—	20	40	50	60	70																		
実績	—	30	41	57	72																			
米・麦の消費拡大の推進	<p>◆指 標 : 米飯学校給食の推進（米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持） ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 食糧部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 回/週)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 米粉パン給食はその実態に応じて、米飯給食回数に含む。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2	実績	3.0	3.0	3.1	3.1	集計中		<p>目標達成率: 集計中</p> <p>文部科学省による公表が8月に行われる予定であり、その結果が出た後に評価を行う。</p>	
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
目標	—	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2																		
実績	3.0	3.0	3.1	3.1	集計中																			
<p>◆指 標 : 米粉食品の普及・推進（米粉食品取扱店数の増加） ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 食糧部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 店)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>50</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	23	27	43	50	58	実績	19	29	36	44	50		<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>中小企業だけでなく、大手企業（山崎パン安城工場）が地域関係者と共同開発した米粉商品も出てきており、引き続きH21年度活動計画に基づき取り組む。</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	—	23	27	43	50	58																		
実績	19	29	36	44	50																			

目 標		H20年度評価																																																										
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																																																							
食の安全及び消費者の信頼の確保	JAS法に基づく食品表示の適正化の推進（表示実施率の向上・不適正表示の減少）	<p>◆指 標：生鮮食品の適正な品質表示確保率</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：消費・安全部</p> <p>① 名称表示に係るAランク店舗の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>85\leq</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>61.6</td> <td>64.9</td> <td>73.6</td> <td>76.0</td> <td>77.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td>73.2</td> <td>78.1</td> <td>88.5</td> <td>87.6</td> <td>88.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：%)</p> <p>② 原産地表示に係るAランク店舗の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75\leq</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>46.6</td> <td>50.9</td> <td>65.6</td> <td>67.6</td> <td>65.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td>81.3</td> <td>81.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：%)</p> <p>(注1) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。 (注2) 参考欄は、全調査店舗の調査結果を単純平均して求めたもので、19年度評価まで実績値として採用。20年度から実態を反映し、県域店舗、広域店舗を加重平均して求めた数値を実績値とした。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	75	77	79	82	85 \leq	実績	61.6	64.9	73.6	76.0	77.7		参考	73.2	78.1	88.5	87.6	88.8			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	63	65	68	71	75 \leq	実績	46.6	50.9	65.6	67.6	65.5		参考	61.4	68.0	83.4	81.3	81.2		<p>① 名称表示 目標達成率：95%</p> <p>② 原産地表示 目標達成率：92%</p> <p>・県域業者の表示率が、上がって おらず、目標達成には至らない 状況。</p> <p>・県域業者のAランクの割合 名称表示：74.7% 原産地表示：61.3%</p> <p>・なお、参考として掲載している 単純平均値(19年度評価までは 実績値として採用)では、①名 称表示88.8% ②原産地表示81. 2%と目標を達成している状況。</p>	<p>県域業者の表示率は、基準年(16年度)と 比べ向上しているものの、品質表示制度の普 及が必ずしも浸透していない状況等から、依 然、広域業者の表示率を大きく下回る状況。 目標達成のためには、引き続き、積極的に 出張講座等を行い、県域業者への制度の普及 を推進するとともに、県JAS部局に対し、 県域業者への表示制度の周知の重要性を働き かける。</p>
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																					
目標	—	75	77	79	82	85 \leq																																																						
実績	61.6	64.9	73.6	76.0	77.7																																																							
参考	73.2	78.1	88.5	87.6	88.8																																																							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																						
目標	—	63	65	68	71	75 \leq																																																						
実績	46.6	50.9	65.6	67.6	65.5																																																							
参考	61.4	68.0	83.4	81.3	81.2																																																							
消費者等とのコミュニケーションの推進	<p>◆指 標：リスクコミュニケーション等意見交換会の開催を評価する者の割合</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：消費・安全部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>88</td> <td>86</td> <td>85</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：%)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	90	90	90	実績	92	89	88	86	85		<p>目標達成率：94%</p> <p>・食品事業者への理解の促進を目的とした「食品のトレーサビリティに関する意見交換会」におけるアンケート結果。</p> <p>・開催を評価する参加者85%（達成率94%）</p> <p>・一般の方にも分かりやすい構成にしたが、知識のある参加者は、より高度な内容を求めるなど参加者の知識の度合いにより、その期待するものは異なっている状況にあることから、目標達成率94%と僅かに達成できなかった。</p>	<p>意見交換会の開催に当たり、知識のある参加者は、より高度な内容を求めるなど、参加者の知識の度合いにより、その期待するものは異なっている状況にある。</p> <p>このことから、引き続き初心者向けにわかりやすい資料の作成、わかりやすい情報提供に配慮するとともに、参加者に対し参考資料の事前送付、質問事項の事前受付を行う等、あらゆる参加者の関心事項に対応できるよう取組を行う。</p>																																				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																						
目標	—	—	—	90	90	90																																																						
実績	92	89	88	86	85																																																							

【 重 点 的 に 推 進 す る 事 項 2 】

東海農業・農業関連産業の振興

－東海の特徴を活かした食料産業の振興－

重点的に推進する事項設定の考え方

- ・中部国際空港開港を契機に、機内食向けのカット野菜等の加工処理場の整備、県産農林水産物の輸出の動き、愛知万博での県内企業が生産したバイオマス食器の使用など、新たな農業・農業関連産業が萌芽。
- ・東海農業の重要部門である野菜は、近年の輸入農産物の急増等により経営悪化の傾向。野菜産地の改革（生産コストの低減、高付加価値化等）を図る必要。また、畜産は、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、家畜排せつ物の適切な処理・利用、自給飼料の確保といった課題解決が必要。
- ・東海の水田農業は、農作業受委託を中心とした大規模かつ先駆的な営農システムが出現する一方で、零細な稲作経営も存在。新たな食料・農業・農村基本計画においても、地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務と位置付け。
- ・整備された優良農地、農業水利施設の保全・改良更新を進め、農業生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

目 標		H20年度評価								
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標の達成度合い	現状分析・改善方向等		
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆指標 A : 認定農業者数 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 生産経営流通部 					< 指標 A > 目標達成率 : 集計中 < 指標 B > 目標達成率 : 99.6% ・認定農業者数(21年3月末)については、集計中であるが、20年12月末現在時点では9,454経営体であり、過去9ヶ月間(20年4月～12月)に410経営体が新たに認定を受けたものの、高齢化によるリタイア等も多く、実質増は256経営体となっている。 (19年度からの水田経営所得安定対策の導入を契機とする加入促進の取組により、近年、着実に増加していたが、加入促進の取組から一定期間が経過し、増加のペースは鈍化している。) ・一定の条件を備えた集落営農組織数については、目標数値の99.6%を達成。	認定農業者数については、19年度からの水田経営所得安定対策の導入を契機とする加入促進の取組により、着実に増加していたが、加入促進の取組から一定期間が経過し、増加のペースは鈍化しており、大幅な増加は期待できない状況にある。 水田経営所得安定対策については、説明会の開催や、パンフレット等を活用した加入促進を行った結果、市町村特認を活用して加入するなど、一定の成果はみられたものの、地域別にはバラツキがあり、特に加入要件である米の生産調整の達成が、大きな問題となっていることから、関係部局と連携して、生産調整等への取組を強めることが重要と考えられる。 このため、今後とも、市町村等への指導を継続するとともに、以下により、目標達成を目指す。 (1) 認定農業者数の確保に向けての指導 農業経営基盤強化準備金等の認定農業者に限られたメリットを更に周知徹底し、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラ		
		(単位：経営体)								
		目 標	H16	H17	H18	H19			H20	H21
		実 績	6,803	7,041	8,209	9,198			集計中	11,200
		<ul style="list-style-type: none"> ◆指標 B : 一定の条件を備えた集落営農組織数 ◆目標年度 : H21 ◆担当部 : 生産経営流通部 								
		(単位：経営体)								
目 標	H16	H17	H18	H19	H20	H21				
実 績	—	—	—	221	231	243				
		(注) H19実績は19年産水田経営所得安定対策への18年秋加入申請分を含んだもの。								

目 標		H20年度評価																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い	現状分析・改善方向等																					
				<p>インについて」(平成20年3月21日付け経営局長通知)に基づき、強力に推進し、特に、年齢制限を一律に課すことのないよう、市町村等への指導を徹底する。</p> <p>(2) 事例の収集・提供 認定農業者等に対するフォローアップ体制を構築している事例の収集・提供については、新規認定に熱心に取り組む市町村はあるものの、体制を構築している市町村は管内には見あたらず、事例の作成に至らなかったため、21年度において全国における優良事例を見出し、紹介することとする。</p> <p>(3) 「担い手育成カルテ」の作成 担い手育成総合支援協議会等関係機関と連携を図りつつ、担い手の賦存状況及び確保状況、経営改善等の状況等、これら動向を踏まえた課題・目標・取組方針等を記載し、定期的に取り組状況・成果等をカルテとして取りまとめ、関係機関で情報を共有することにより、連携して取組を強化促進</p> <p>(4) 担い手育成総合支援協議会の運営改善 関係補助金等の交付先であり、担い手育成・確保運動の中心的推進主体である県及び地域担い手育成総合支援協議会の運営・活動等を、より効率的・効果的に推進するため、各々の課題と対応策等を検討</p> <p>(5) 関係部局との連携 水田経営所得安定対策の加入申請及び交付申請時に、関係部局と連携し、農林水産省の各種関連施策についてわかりやすく説明し、農家の理解を促進する。</p>																					
		<p>◆指 標 : 担い手への農地(水田)利用集積面積 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47.3</td> <td>51.3</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>39.3</td> <td>41.4</td> <td>42.2</td> <td>44.9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)H20実績は推計値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	47.3	51.3	55.3	実 績	—	39.3	41.4	42.2	44.9		<p>目標達成率:87% (H21年3月末推計値)</p> <p>・目標達成が達成できなかった要因として、①相続税の納税猶予を受けていることから流動化が進みにくい ②中山間地域では担い手不足や耕作条件が悪い等が考えられる。</p>	<p>目標達成に至らない見込みのため、下記の点に留意しながら、県や市町村と連携の上、引き続き推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進活動の効率化を図るため、過去に推進活動を実施した市町村のフォローアップを実施 ・推進活動の対象をこれまでの市町村等に加え、極力、農作業受託組織等の農業者にも拡大 ・国民目線に立った地域農政の展開に資するため、推進活動中の意見交換等で把握した地元の意見、要望といった行政ニーズを本
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	47.3	51.3	55.3																			
実 績	—	39.3	41.4	42.2	44.9																				

	<p>◆指 標 : 基盤整備による担い手への農地利用集積面積</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位 : ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>1,290</td> <td>1,400</td> <td>1,770</td> <td>1,870</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1,190</td> <td>1,430</td> <td>1,670</td> <td>1,920</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970	実 績	1,190	1,430	1,670	1,920	2,000		<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>省へフィードバック</p> <p>現行計画どおりとする。</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目 標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970																																							
実 績	1,190	1,430	1,670	1,920	2,000																																								
<p>一般企業等の農業への参入</p>	<p>◆指 標 : 一般企業等の農業への参入</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 経営体)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>23</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H20実績は暫定値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	16	22	28	実 績	—	4	9	15	23		<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>目標は達成されているが、市町村・一般企業等への制度び参入方法等の周知がやや不足していることから、以下により一層の推進を図る。</p> <p>(1) 一般企業等への制度周知 引き続き、建設業界、食品産業界の団体等に対し制度及び支援策を周知するとともに、各種セミナー等へ参加し制度・支援策の周知を行う。</p> <p>(2) 市町村・一般企業等への制度の周知等 引き続き市町村への制度周知を行うとともに、参入促進のため参入事例集を作成し、広く周知する。</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目 標	—	—	—	16	22	28																																							
実 績	—	4	9	15	23																																								
<p>農業生産基盤の整備</p>	<p>◆指 標 : 基幹水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための機能診断、機能保全計画の策定数</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p>① 国営造成施設</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 施設単位)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>71</td> <td>92</td> <td>111</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「施設単位」: 点的施設は1ヵ所=1単位、水路は5km=1施設単位と勘定</p> <p>② 県営造成施設</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 地区数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>37</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>25</td> <td>37</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	—	111	127	実 績	—	—	71	92	111			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	—	37	43	実 績			7	25	37		<p>① 国営造成施設 平成20年度の目標を達成した。</p> <p>② 県営造成施設 平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>現行計画は土地改良施設台等を基本に作成したものであることから、現状の施設の管理状況等を踏まえ、目標設定は適宜見直しすることが適切と考えられた。</p> <p>このため、管理状況等の調査結果に基づき、今後の基幹水利施設のストックマネジメントを推進すべき対象施設の見直しを行った。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目 標	—	—	—	—	111	127																																							
実 績	—	—	71	92	111																																								
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目 標	—	—	—	—	37	43																																							
実 績			7	25	37																																								

目 標		H20年度評価																																																											
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い	現状分析・改善方向等																																																									
国際競争力のある産地づくり	麦、野菜、畜産等産地の体質強化	<p style="text-align: center;">【 新 規 】</p> <p>＜ 麦 ＞</p> <p>◆指 標：小麦の新品種作付面積シェアの拡大</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部課：生産経営流通部</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位：%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>44</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td>37</td> <td>44</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新品種とは麦新品種緊急開発プロジェクト(H11～18)等により開発された品種 うち奨励品種：イワイノダイチ(岐阜県、愛知県) あやひかり、ニシノカオリ(三重県) タマイズミ(岐阜県、三重県)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	—	44	47	実 績			30	37	44		<p>平成20年度の目標を達成した。</p> <p>20年度においては、管内すべての県、新品種において、作付面積が拡大した。</p> <p>○新品種作付面積内訳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>県・品種</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—岐阜県—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イワイノダイチ</td> <td>579ha</td> <td>837ha</td> </tr> <tr> <td>タマイズミ</td> <td>96ha</td> <td>98ha</td> </tr> <tr> <td>—愛知県—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イワイノダイチ</td> <td>1,593ha</td> <td>1,900ha</td> </tr> <tr> <td>—三重県—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あやひかり</td> <td>1,300ha</td> <td>1,650ha</td> </tr> <tr> <td>ニシノカオリ</td> <td>816ha</td> <td>924ha</td> </tr> <tr> <td>タマイズミ</td> <td>621ha</td> <td>653ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,005ha</td> <td>6,062ha</td> </tr> <tr> <td>東海小麦作付面積</td> <td>13,400ha</td> <td>13,700ha</td> </tr> </tbody> </table>	県・品種	H19	H20	—岐阜県—			イワイノダイチ	579ha	837ha	タマイズミ	96ha	98ha	—愛知県—			イワイノダイチ	1,593ha	1,900ha	—三重県—			あやひかり	1,300ha	1,650ha	ニシノカオリ	816ha	924ha	タマイズミ	621ha	653ha	計	5,005ha	6,062ha	東海小麦作付面積	13,400ha	13,700ha	<p>新品種作付面積シェアは順調に拡大し、目標は概ね達成された。今後も目標に沿ってシェアが拡大するよう、引き続き取組を行っていく。</p> <p>また、これまで導入が図られた新品種に加え、県単位で育成された系統(東海103号、東海104号)も含め、新たな新品種の導入の可能性も検討することとし、各地域の条件や実需者ニーズに応じた良質麦の計画的な生産の拡大を推進する。</p>
			H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																					
目 標	—	—	—	—	44	47																																																							
実 績			30	37	44																																																								
県・品種	H19	H20																																																											
—岐阜県—																																																													
イワイノダイチ	579ha	837ha																																																											
タマイズミ	96ha	98ha																																																											
—愛知県—																																																													
イワイノダイチ	1,593ha	1,900ha																																																											
—三重県—																																																													
あやひかり	1,300ha	1,650ha																																																											
ニシノカオリ	816ha	924ha																																																											
タマイズミ	621ha	653ha																																																											
計	5,005ha	6,062ha																																																											
東海小麦作付面積	13,400ha	13,700ha																																																											
		<p>＜ 野 菜 ＞</p> <p>◆指 標：産地強化計画における認定農業者数(指定産地：68産地(H19.5現在))</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担 当 部：生産経営流通部</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位：経営体)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,478</td> <td>2,664</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,292</td> <td>2,380</td> <td>2,446</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)H20実績は20年12月現在の推計値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	2,478	2,664	2,850	実 績	—	—	2,292	2,380	2,446		<p>目標達成率：92%</p> <p>実績は、平成20年12月現在における推定値であり、今年度目標は、ほぼ達成できるものと考えているが、産地強化計画において大きなウェイトを占めている「高付加価値化タイプ」の主な推進手段となっている環境保全型農業について、コストに見合う市場価格が実現しないこと、また近年の燃油・資材の高騰等から経営の規模拡大が進まず、認定農業者数増加が鈍化傾向にある事が、懸念される。</p> <p>一方、明るい材料として、外国産野菜が大きなウェイトを占めていた加工・業務用野菜において、中国産餃子事件以降、消費者の安全・安心国産志向が高まり、新たな産地育成の動きが出てきた事</p>	<p>環境保全型農業等における産地の取組や生産物の品質等のPR不足、環境保全型農業等におけるコスト削減、燃油・資材の価格高騰に対応した栽培技術の普及等の問題がある。</p> <p>今後、消費者に対する消費拡大、環境保全型農業への理解の醸成や、関係機関と連携した燃油・資材の価格高騰に対応した低コスト栽培技術の産地への普及・定着を推進する。</p>																																				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																							
目 標	—	—	—	2,478	2,664	2,850																																																							
実 績	—	—	2,292	2,380	2,446																																																								

	<p>＜畜産＞</p> <p>◆指 標：認定農業者の認定率</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>50</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>46</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	31	36	42	50	52	実績	28	32	46	49			<p>が、挙げられる。</p> <p>平成20年度の目標を達成する見込み（20年度の達成率は、21年度に行う20年度実績調査で判明。）</p> <p>畜産関係補助事業（肉用牛肥育経営安定対策事業、地域肉豚生産安定基金造成事業）における認定農業者の要件化、普及活動の推進により19年度において20年度目標近くまで達成しており、20年度についても目標を上回ることが見込まれる。</p>	<p>20年度は、認定農業者に関するPR資料の作成・配布、現地での推進指導等取組に遅れがみられたため、今後は、19年度の実績調査や20年度の取組の検証結果等を踏まえ、ブロック会議において21年度行動計画を決定し、これに即して、現地指導等の実践やPR資料の作成・配付を行う。特に、PR資料の作成・配布、現地での推進指導については、早期かつ効率的に実施する。</p>									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																											
目標	—	31	36	42	50	52																											
実績	28	32	46	49																													
<p>GAP（農業生産工程管理）の導入・普及の推進</p> <p>【見直新規】</p>	<p>◆指 標：GAPを導入する産地の育成</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：産地)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32</td> <td>71</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>実績は、19年度は12月末の集計、20年度は21年3月末の集計。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	—	50	100	実績	—	—	—	32	71		<p>平成20年度の目標を達成した</p> <p>東海地域におけるGAP実践産地数は、71産地となっており、目標は達成されている。</p> <p>管内各県の導入状況は、愛知県は、愛知県版GAPを作成して推進していることもあり、41産地で導入され、三重県は、野菜を中心に普及しており、28産地で導入された。</p> <p>しかしながら、岐阜県では、「ぎふクリーン農業」の推進が図られているものの、GAP手法導入までには至っておらず、現在のところ2産地にとどまっている。20年度の目標を達成した。</p>	<p>目標は達成されているものの、県、市町村等の関係者のGAPに対する認識、理解が不十分な面もあることから、各県の担当者をはじめとする関係者の理解を促進する必要がある。また、GAPと環境保全型農業の取組、各県が独自に行っている取組、食の安全等との関係を整理し、これらと連携してGAPを推進する必要がある。</p> <p>なお、本省のGAPの共通基盤づくりの方向性が示されれば、それを踏まえて推進する必要がある。</p> <p>このため、各県の推進方針を把握し、各県の取組と整合性を図りながら、推進会議を開催し局としての方針を決定する。</p> <p>また、県、市町村等の関係者が正しくGAPについて認識するよう現地調査を通じ指導、支援する。</p> <p>なお、本省からGAPの共通基盤づくりの方向性が示され次第、その方向性を反映していく。</p>									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																											
目標	—	—	—	—	50	100																											
実績	—	—	—	32	71																												
<p>輸出促進に向けた取組の促進</p>	<p>◆指 標：農産物等の輸出品目の拡大</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：品目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標数値は農業団体等の生産現場における取組のみ</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	4	5	6	9	10	実績	3	4	6	8	9		<p>平成20年度の目標を達成した。</p> <p>20年度においては、新たに岐阜県の「飛騨牛」1品目の拡大があり、目標を達成。</p> <p>(輸出品目内訳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>品目</th> <th>輸出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(岐阜県)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>H16 米(ハツモ)</td> <td>香港</td> </tr> </tbody> </table>	年度	品目	輸出先	(岐阜県)			—	H16 米(ハツモ)	香港	<p>最近の円高や経済情勢を背景に輸出環境が厳しい中で、輸出に関心のある農業者等に輸出チャンス機会となる商談会、見本市等を国・県等で開催しているものの、商談の成立、継続的な輸出実現が思うように至らない。</p> <p>また、輸出促進に向けたセミナー等の開催等、きめ細かい取組が予算的に厳しい状況にあり、各県協議会や関係団体との更なる連携が必要。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																											
目標	—	4	5	6	9	10																											
実績	3	4	6	8	9																												
年度	品目	輸出先																															
(岐阜県)																																	
—	H16 米(ハツモ)	香港																															

目 標		H20年度評価																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																				
			本巣市 H17 富有柿 香港 — H20 飛騨牛 香港 (愛知県) 西尾市 H16 緑茶 米国・欧州 豊田市 H16 洋ラン (シビジウム) 中国・ドバイ 豊田市 H18 次郎柿 香港・タイ 田原市 H18 大葉 台湾 豊田市 H19 愛宕なし 香港・タイ 豊橋市 H19 アーモンド 香港・台湾 タイ	<p>これまで、各県協議会等の関係団体と連携を強化し、セミナーや情報交換会の共同開催してきたが、今後、輸出拡大につながる各種の取組を効果的に行えるよう関係団体と連携・働きかけを更に行い、協議会関係者におけるサポート体制を強化する。 特に、輸出に関心のある農業者等の輸出実現に至らない各種課題を調査・把握し、協議会関係者の協力のもとで可能な限り支援を行う。</p>																					
農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	<p>◆指 標 : 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画認定数</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部課 : 生産経営流通部/食品課</p> <p style="text-align: right;">(単位: 計画)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	—	6	12	実 績	—	—	—	—	19		平成20年度の目標を達成した。 東海管内における農商工等連携の事業計画認定数は、岐阜県8、愛知県7、三重県4の計19件(農業14、林業3、漁業2)となり、目標を大きく上回る実績を達成。	農商工等連携事業計画認定の取組が、商工業者に比して農林水産漁業者は低く、支援策の浸透度も低い状況にあるが、20年第二次補正予算及び21年度予算で、事業計画認定に伴う具体的な農林水産漁業者への支援策が、更に明確となったため、農林水産漁業者への施策説明会、相談会を積極的に実施し施策の浸透を図る。
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	—	6	12																			
実 績	—	—	—	—	19																				

【 重点的に推進する事項 3 】

環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

－農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流－

重点的に推進する事項設定の考え方

- ・環境問題に対する関心が高まる中、農業全体について環境保全を重視したものに転換することが不可欠。
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月閣議決定)に基づき、関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進。温暖化防止、循環型社会の形成、新産業の育成、農林水産業・農山漁村の活性化などの効果に期待。
- ・東海における耕地面積は、平成5年以降の10年間の推移をみると、8.1%減と全国7.6%を上回って減少。東海地域の農業を支える整備された優良農地、農業水利施設について、食料の安定供給、多面的機能の発揮を図るため、将来にわたって維持・保全していくことが重要。
- ・東海3県で人口は1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域が位置し、その周辺に農村地域が広がる。また、高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。このような特性を活かした都市との交流や魅力ある農村づくりを推進。

目 標		H20年度評価							
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標の達成度合い	現状分析・改善方向等	
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	◆指 標 : 農地面積(農業振興地域農用地区域内(H11年度を基準に目標値を設定))						目標達成率: 集計中 優良農地面積(農振農用地区域内農地面積)については、昨年度まで各県の基本方針に見込まれている面積を下回って推移している。	各県の基本方針では、過去の土地基盤整備事業等の実績や政策努力を勘案して、農用地区域の編入(拡大)を見込んでいるが、厳しい農業情勢等を反映して、関係権利者の合意形成が得られないことなどから、各県の基本方針に見込まれている編入面積を下回る見込み。 農振制度については、農振法等の改正を踏まえ、未編入の集団農地等について、農用地区域への編入促進を図るとともに、現在行われている耕作放棄地の発生防止・解消に向けて、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の活用が図られるよう、各県あるいは市町村に対してあらゆる機会を通じPR等に努めていく。
		◆目標年度 : H21							
		◆担当部 : 農村計画部							
		(単位: 千ha)							
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	
		目 標	—	165	165	165	165	165	
		実 績	167	163	161	161	集計中		

目 標		H20年度評価																																																											
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																																																								
		<p>【指標の見直し】</p> <p>◆指 標 : 農地・水・環境保全向上対策(共同・営農活動)地区面積</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p>①共同活動 (単位:百ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>600</td> <td>660</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>650</td> <td>680</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②営農活動 (単位:百ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>26</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	600	660		実績	—	—	—	650	680			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	—	27		実績	—	—	—	23	26		<p>①共同活動 平成20年度の目標を達成した。</p> <p>②営農活動 目標達成率: 96%</p> <p>・共同活動については、管内全体の実績面積は、68千haとなり、目標とした66千haを上回る結果となった。これは、昨年度に取り込めなかった地域で合意形成が図られ新たに取り組まれた結果と考える。</p> <p>・営農活動では、目標27百haを下回った。これは、品目大豆において気象条件による発芽不良などが原因で活動に取り組むことが出来なかった。</p> <p>・実績面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>共同活動</th> <th>営農活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県</td> <td>25千ha</td> <td>569ha</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>29千ha</td> <td>1,726ha</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>14千ha</td> <td>292ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68千ha</td> <td>2,588ha</td> </tr> </tbody> </table>		共同活動	営農活動	岐阜県	25千ha	569ha	愛知県	29千ha	1,726ha	三重県	14千ha	292ha	計	68千ha	2,588ha	<p>これまでの取組により要望のあった地区は全て採択することができた。</p> <p>一方、わずかではあるが活動停止した地区、営農活動面積が作付面積減に伴い減少した地区が出てきている。</p> <p>また、地方公共団体の財政難により更なる新規採択に努めようとする気運は低下しつつある。</p> <p>このような中、活動組織の面積的拡大という視点から、活動の持続という方向へ指導の比重を移し、活動組織の人達の創意工夫により、各地域で特色ある取組ができるよう誘導し、活動の停止や取組面積の減少防止に努めることとする。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																							
目標	—	—	—	600	660																																																								
実績	—	—	—	650	680																																																								
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																							
目標	—	—	—	—	27																																																								
実績	—	—	—	23	26																																																								
	共同活動	営農活動																																																											
岐阜県	25千ha	569ha																																																											
愛知県	29千ha	1,726ha																																																											
三重県	14千ha	292ha																																																											
計	68千ha	2,588ha																																																											
		<p>【新規】</p> <p>◆指 標 : 優良農地の確保・保全面積(農地防災事業により農業災害の防止が図られる農地面積)</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p>(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>4.7</td> <td>6.9</td> <td>10.1</td> <td>13.2</td> <td>17.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)実績は平成16年度以降の累計面積</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	—	16.0	18.0	実績	4.7	6.9	10.1	13.2	17.0		<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>引き続き、目標の達成に向け、関係各県と調整を行いつつ、事業の効率的な執行を図っていく。</p>																																				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																							
目標	—	—	—	—	16.0	18.0																																																							
実績	4.7	6.9	10.1	13.2	17.0																																																								
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	<p>◆指 標 : エコファーマーの育成・確保</p> <p>◆目標年度 : H21</p>	<p>平成20年度の目標を達成した。</p>	<p>現段階では目標は達成しているが、今後は、エコファーマー認定期間の終了を迎える生産</p>																																																									

		<p>◆担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>3,347</td> <td>3,760</td> <td>4,772</td> <td>4,942</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2,934</td> <td>3,298</td> <td>4,359</td> <td>4,883</td> <td>5,314</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 目標は各県長期計画の積み上げ</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	3,347	3,760	4,772	4,942	5,000	実績	2,934	3,298	4,359	4,883	5,314			<p>者の増加が見込まれる。 しかしながら、再認定を行うための理解がなかなか進まない状況にあり、このことがエコファーマー数が、鈍化している原因となっている。 このため、県、市町村、普及センターの担当者の再認定に対する正確な理解を促進する必要があり、再認定についての考え方を各県担当者に徹底すると共に、マニュアル等を作成・配布、農業者に対し必要な技術等の指導・助言に努める。 また、有機農業推進法の施行に伴い、有機農業を基本とした環境に優しい農業も併せて推進する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	3,347	3,760	4,772	4,942	5,000																			
実績	2,934	3,298	4,359	4,883	5,314																				
バイオマス利活用の推進	バイオマス利活用の推進	<p>◆指標：バイオマスタウン構想策定市町村数</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：企画調整室</p> <p style="text-align: right;">(単位：市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	3	6	6	11	16	実績	0	0	2	4	9		<p>目標達成率：82%</p> <p>地球温暖化や原油高騰等と相まって、バイオマス利活用に対する関係者の認識は徐々に高まってきており、3大都市圏では始めてとなる名古屋市でバイオマスタウン構想が策定された。この他、岐阜県揖斐川町、岐阜県恵那市と愛知県豊川市・小坂井町の計5市町村でバイオマスタウン構想が策定され、20年度目標とした5市町村は達成したものの、これまでの累計では岐阜県3、愛知県5、三重県1の計9市町村に止まり、目標の11市町村には届いていない。</p>	<p>地球温暖化対策の必要性は理解出来ていても、市町村の財政難や事業採算性の問題もあって具体的な施設整備計画策定までには至らず、具体的な施設整備計画がなければバイオマスタウン構想を立てにくい面もある。 また、バイオマスタウン構想策定やバイオマスの利活用は新たな分野でもあり、市町村の関係部署も広範囲にまたがることから、主務部署が定まっていない。 しかしながら、市町村や企業からの照会等も増えており、バイオマス利活用に対する国民の意識は確実に高まってきている。 このため、引き続き様々な機会を捉え、バイオマスの利活用について普及・推進を図るとともに、これまでバイオマス賦存量調査を行った53市町村に対しフォローを行うことが必要である。 また、バイオマスを活用した取組事例を紹介し、バイオマス利活用手法等を提供していくことも必要である。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	3	6	6	11	16																			
実績	0	0	2	4	9																				
都市と農村の交流	都市と農村の交流	<p>◆指標A：主な交流促進施設の入込客数</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部課：農村計画部</p> <p style="text-align: right;">(単位：万人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>1,540</td> <td>1,580</td> <td>1,620</td> <td>1,660</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,500</td> <td>1,554</td> <td>1,668</td> <td>1,730</td> <td>1,764</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700	実績	1,500	1,554	1,668	1,730	1,764		<p><指標A> 平成20年度の目標を達成した。</p> <p><指標B> 集計中</p>	<p>従来からのグリーン・ツーリズムの推進に加え、H20年度から取組を開始した「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、都市との交流をさらに活性化させるものとして期待されているところであり、現在の4地域(高山市、郡上市、鳥羽市、三重県大台町)に加えて、新たな受入地域の発掘や都市部(小学校等)への働きかけを行い交流人口の増加を図る。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700																			
実績	1,500	1,554	1,668	1,730	1,764																				

目 標		H20年度評価																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																						
		◆指標 B : 主な農林漁業体験民宿宿泊者数 ◆目標年度 : H 21 ◆担当部課 : 農村計画部 (単位:千人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>16.4</td> <td>16.8</td> <td>17.2</td> <td>17.8</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>16.0</td> <td>16.9</td> <td>20.3</td> <td>21.3</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	16.4	16.8	17.2	17.8	18.0	実績	16.0	16.9	20.3	21.3	集計中		・なお管内各県においても、各種イベントを通じてグリーン・ツーリズムの推進を引き続き図っているが、特にメールマガジンによる地域情報の発信を強化し、農村部に訪れたいくなるような情報を提供(岐阜県)、農家民宿開業セミナーやいなか体験講座(三重県)を開催している。			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	16.4	16.8	17.2	17.8	18.0																					
実績	16.0	16.9	20.3	21.3	集計中																						
	多面的機能の理解促進に関する取組	◆指 標 : 田んぼの生きもの調査参加団体数 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 農村計画部/整備部 (単位:団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>28</td> <td>31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注)目標値は、毎年度毎の実施目標		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	20	20	20	実績	—	—	—	28	31		平成20年度の目標を達成した。 H20に国、県で実施した田んぼの生きもの調査は、小学校・自治体・地域の子供会などの参画を得て、目標の参加団体数20団体に対し、31団体の参加を得ることができた。		現行計画どおりとする。	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	20	20	20																					
実績	—	—	—	28	31																						
農村地域の生活環境の向上	農村部の污水处理施設の普及	◆指 標 : 農業集落排水施設の整備率 ◆目標年度 : H 21 ◆担 当 部 : 整備部 (単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>63</td> <td>65</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) H20実績は、暫定値		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	55	58	63	65	67	実績	52	59	61	63	65		暫定値ながら、20年度の目標を達成した。		県構想の整備対象人口に対する定住人口の割合で整備率を算出しているため、農村部の人口減少に対する整備対象人口の見直しを行う必要がある。 このため、県に対し、県構想の見直しを行うように指導していく。	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	55	58	63	65	67																					
実績	52	59	61	63	65																						
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	◆指 標 : 活性化計画の作成市町村数 ◆目標年度 : H21(全体目標はH23年) ◆担 当 部 : 農村計画部、整備部 (単位:市町村) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> <td>52</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	16	31	47	実績	—	—	—	13	52		平成20年度の目標を達成した。 20年度までの活性化計画作成状況 岐阜県 35市町村(16地区) 愛知県 8市町村(10地区) 三重県 9市町村(12地区) 合 計 52市町村(38地区)		現行計画どおりとする。 なお、農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成に向けて、引き続き、普及・推進を図る。	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	16	31	47																					
実績	—	—	—	13	52																						

平成20年度活動計画の実績

1, 重点的に推進する事項 1 / 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

目 標			平成20年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
東海地域の食料自給率の向上	東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備	研究会への参加団体の拡大	<p>1, 取組の方向 自給率向上に対する機運の醸成に向けては、各種活動を点から面へ広げていくことが重要である。このことを踏まえ、各種推進活動の実施とともに、食料自給率研究会の開催については、昨年度に引き続き、その参集範囲を地方自治体まで拡大することとする(20年度は、概ね15万人規模の都市が対象)。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域食料自給率向上研究会の開催(4回) ・地産地消をテーマ (2) 東海地域食料自給率向上研究会への参加団体の拡大に向けた各種会議等における参加要請(随時) ・電話、訪問及び各種会議等での参加要請 (3) 食料自給率に関する勉強会・説明会の開催及び参加(4回) (4) ふるさと農林水産フェア他各種イベント出展 (5) クッキング自給率(料理自給率計算ソフト)の普及 ・特に子育て世代をターゲットとして、毎日の食生活の中で食料自給率を意識し、食料自給率の向上に繋げてもらえるようイベント等の機会を捉えある度にクッキング自給率の普及を図る。 (6) 食料自給率向上に関するパンフレットの配布 (36,000部超)</p>	<p>1, 取組の方向 食料自給率向上に向けた機運の醸成を図るため、本年度は、「不測時の食事」について将来を担う若者とともに実食体験し、日本の食料自給率を考え、国産農産物の重要性を認識してもらい食料自給率向上に向けた行動を起こす契機となるよう実施。 また、自給率向上研究会の開催に向け、地方自治体の参集範囲の拡大(概ね15万人規模の都市)に努め、新たに3市の参加が実現した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域食料自給率向上研究会の開催(2/24) (2) 東海地域食料自給率向上研究会への参加団体の拡大に向け、電話・訪問等により参加要請を実施。 (3) 食料自給率に関する勉強会・説明会開催(4回/年) (4) 農林水産フェア(春:5/3~5、秋:11/8~9) 食料の未来を描く戦略会議in愛知 ・戦略会議:8/21、9/8 ・シンポジウム:9/20 上記シンポジウムで提言された、一人一人がそれぞれの立場で実践していくための「ミニ行動計画」を、講演、勉強会等の機会がある度、口頭、資料配付等により普及・推進を図った。 (5) クッキング自給率(料理自給率計算ソフト)について、愛知県食育ボランティア講習会、生協及び消費者団体の勉強会の機会を通じて、子育て世代への活用・普及を図った。 (6) 食料自給率向上に関するパンフレットを配布 (36,000部) 内訳・サイバラービット 20,000部 ・身近なたべもの 16,000部</p>

目 標			平成 20 年 度 活 動 計 画	
項	目	指標等	計 画	実 績
	飼料自給率の向上	粗飼料の作付面積の拡大	<p>1 , 取組の方向 飼料生産に係る普及・推進活動が不十分であったことや、取組に地域間格差がある等の19年度の取組の検証結果・指摘等を踏まえ、東海地域飼料増産推進協議会において決定した20年度行動計画に即し、支援対策の有効活用や経営面も含めた自給飼料生産及び水田における飼料作物作付のメリットに係る活動に重点を置いて、会議の開催や普及・推進活動に取り組む。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 東海地域飼料増産推進協議会の開催 (2回) (2) 東海地域飼料増産推進協議会・現地検討会の開催 (3回) (3) 普及・推進のためのキャラバンとP R資料の配付 (適宜) (4) フォローアップのための現地指導 (随時)</p>	<p>1 , 取組の方向 管内各県における飼料自給率の向上を目標として、飼料作物の生産拡大の取組を推進した。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 東海地域飼料増産推進協議会の開催 (2回 : 5/20, 2/24) (2) 東海地域飼料増産推進協議会・現地検討会の開催 (3回 : 9/24, 10/2, 10/24) (3) 普及・推進のためのキャラバンとP R資料の配付・普及・推進のためのキャラバン (6回 : 6/27, 11/6, 11/11, 11/20, 12/18, 2/20) ・P R資料の配布 (随時)</p>
	地産地消の推進	地産地消の認知度の向上	<p>1 , 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向けた取組を行うとともに、自給率向上や食育との連携に加え農商工が連携した取組を推進する。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 地産地消の推進 (各種相談への対応、パンフレットの作成・配布) (2) 現地実態調査 (3県) (3) 優良事例、イベント情報等の収集・紹介 (4) 地産地消推進計画の策定指導 (3県) (5) 社員食堂における地場農林水産物の活用の推進</p>	<p>1 , 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向け、ラジオ放送の実施、イベントを活用したパネル展示等の取組を行うとともに、食育や農商工と連携した取組を推進した。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 地産地消の推進 ・ラジオ放送の実施 : 11/27 ・パネル展示 : 11/7~9) (2) 現地実態調査 (3県 : 9~3月、6カ所) (3) 優良事例の収集・紹介 (全国地産地消優良活動表彰への推薦 : 管内各県 1 事例) (4) 地産地消推進計画の策定指導 (3県 : 随時) (5) 社員食堂における地場農林水産物の活用の推進 (企業、官公庁や給食事業者への働きかけ等 : 随時)</p>
	食育の推進	食事バランスガイドの普及・推進	<p>1 , 取組の方向 関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と各県の食育推進計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のための具体的取組を着実に推進する。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 関係者と連携した食育の推進のための食育総合展示会の開催等 (2回) (2) 19日の「食育の日」を中心とした、普及・活動の</p>	<p>1 , 取組の方向 関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と各県の食育推進計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のために、以下の取組を実施した。</p> <p>2 , 具体的取組内容 (1) 食育総合展示会等 ・教育ファームの成果発表・交流会の実施 (2/6) ・食育実践セミナーの実施 (6/26)</p>

		<p>ため「食事バランスガイド」の活用</p> <p>(3) 6月の食育月間に食事バランスガイドの普及・活用の取組を実施</p> <p>(4) 食育推進のための意見交換会の開催(1回)</p> <p>(5) 局HP「食育」等で普及・活用に役立つ情報の発信</p>	<p>(2) 食事バランスガイドの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと農林水産フェア春、秋に出展(中日新聞社他主催) ・各種イベント等への出展による「食事バランスガイド」の活用(名古屋市消費生活フェア、加工食品フェア、グリーンプロジェクト等) <p>(3) 6月の食育月間における集中的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者の部屋」で食事バランスガイドをテーマにした特別展示(6/2~27) ・伏見ライフプラザ(11階くらしの情報プラザ)の「東海農政局消費者の部屋コーナー」で展示(6/2~30) <p>(4) 意見交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海3県、名古屋市の実務担当者と「食育推進のための意見交換会」を開催(1/20) <p>(5) 情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とうかい食育推進だより」を発行し、局HPに掲載 ・局HPにて「東海地域の教育ファーム(農林漁業体験)」事例紹介 ・県・市町村食育推進計画及び教育ファーム推進計画等策定状況をデータベース化し、局HPで掲載
<p>米・麦の消費拡大の推進</p>	<p>米飯学校給食の推進(米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持)</p>	<p>1. 取組の方向</p> <p>栄養バランスに優れた米を中心とする「日本型食生活」の実践に資するため、ごはん食の推進に向けた普及活動、米飯(米粉パンを含む)給食の回数の維持・定着及び増加などに取り組む。</p> <p>2. 具体的取組内容</p> <p>(1) 学校給食関係者との情報交換(随時)</p> <p>(2) ごはん食(日本型食生活)推進に向けたイベント等の開催</p> <p>(3) 「めざましごはんキャンペーン」を通じた朝ごはんの重要性のPR活動として、「食育実践セミナー」の開催</p>	<p>1. 取組の方向</p> <p>岐阜県の一部市町村(岐南町・笠松町・本巣町・各務原市・羽島市・山県市)を除く管内全市町村に対して、米飯学校給食回数の維持・定着及び増加の働きかけを行った。</p> <p>2. 具体的取組内容</p> <p>(1) 学校給食関係者との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県34市町村、愛知県61市町村、三重県22市町村の学校給食関係者に対する米飯学校給食増加に向けた情報交換(20年6月~21年3月) <p>(2) ごはん食「日本型食生活」推進に向けたイベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いなばじ保育園において「親子おにぎり教室」を開催(11/27)。園児とその保護者を対象に「ごはん食の良さ」と「朝ごはんの大切さ」をPR ・各種イベント(農林水産フェア(5月/久屋大通公園)、消費生活展(2月/稲沢市民会館))等における朝ごはんの重要性等のPR活動 <p>(3) 「めざましごはんキャンペーン」を通じた朝ごはんの重要性のPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイールあいちにおいて「食育実践セミナー」を消費生活課と共催(6/26) ・朝食の欠食改善のPR活動として「めざましごはんキャンペーン」のポスター、パンフレット等を米穀販売業者及び食育ルート等を通じて配布

目 標			平成20年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
		米粉食品の普及・推進（米粉食品取扱店数の増加）	<p>1. 取組の方向 食の多様化、簡便化に対応するため、米粉食品の認知度の向上を図ることとし、米粉パン等の米粉食品取扱店の情報の収集及び提供に取り組む。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 米粉食品の認知度を向上させるためのフォーラム等の開催（1回） (2) 米粉食品の普及・推進に向け米粉食品取扱店の発掘 (3) 局HP等による取組例等の情報発信</p>	<p>1. 取組の方向 局HPを通じて米粉食品の認知度の向上に取り組んだ。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 米粉食品の認知度を向上させるためのフォーラム等の開催 ・平成20年8月26日に愛知、三重、8月27日に岐阜において「夏休み親子米粉パン教室」を開催し米粉パンの認知度の向上を行った。 ・平成21年2月6日に米穀安定機構が主催する「米粉パン技術講習会」へ東海米粉普及推進協議会として参加。 (2) 米粉食品の普及・推進に向け米粉食品取扱店を発掘 ・地域課職員が食品取扱店を回り、米粉食品を取り扱っている店を調査し、新たに6店舗を発掘 (3) 東海農政局HP等により取組例等の情報発信 ・東海地域の米粉製品販売店情報等を提供する局HPのリニューアルを随時行い提供を行った。</p>
食の安全及び消費者の信頼の確保	JAS法に基づく食品表示の適正化の推進（表示実施率の向上・不適正表示の減少）	生鮮食品の適正な品質表示確保率	<p>1. 取組の方向 消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査の実施、食品表示制度の普及、関係行政機関との連携を柱に取組を行う。監視調査については、実施計画に基づき効果的に行う。本年度から始まる中間業者への監視については、業者数が膨大になることから、効率的に実施。食品表示110番には迅速、確実に対応する。消費者、事業者等を参集した懇談会、フォーラム、セミナーの開催等の食品表示制度の普及は若年層から高齢者まで、幅広い取組を行う。特に出張講座では業者間取引における表示義務拡大を重点的に取り上げ、食品製造業者の理解を深める。また、事業者、生産者に対し食品表示制度の普及、法令遵守等を推進する。東海3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正化に努める。更に、各県食衛法、景表法担当、警察との連携強化に努める。新しく配置される統括表示・規格指導官を中心に、地方農政事務所の監視調査対象と110番情報との総合的調整等を一体的に進める。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 食品表示110番への情報提供に対する対応は原則5日以内とし、進行管理と記録・保存を確実に実施 (2) 東海地区食品表示懇談会の開催（3回）</p>	<p>1. 取組の方向 消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査の実施、食品表示制度の普及、関係行政機関との連携を柱に取組を行った。監視調査については、実施計画に基づき平準的、効果的な調査を実施した。食品表示110番には迅速、確実に対応した。消費者、事業者等を参集した懇談会、フォーラム、セミナーの開催等の食品表示制度の普及は若年層から高齢者まで、幅広い取組となるよう行った。特に出張講座では業者間取引における表示義務拡大を重点的に取り上げ、食品製造業者の理解を深めるよう努めた。また、事業者、生産者に対し食品表示制度の普及、法令遵守等を推進するよう努めた。東海3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正な運営に努めた。特に、各県食衛法、景表法担当、警察との連携強化のため、各県食品表示監視協議会の設置に努めた。新しく配置された統括表示・規格指導官を中心に、地方農政事務所の監視調査対象と110番情報との総合的調整等を一体的に進めた。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 食品表示110番への情報提供に対する対応は原則5日以内とし、進行管理と記録・保存を確実に実施 (2) 東海地区食品表示懇談会の開催（岐阜1回）</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 食品表示地域フォーラム、セミナー開催に係る指導・助言 (4) 職員研修の開催(2回以上) (5) 中部運輸局との意見交換会(1回) (6) 東海3県の表示担当者との意見交換会の開催(1回) (7) 公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の管区機関からなる食品表示関係機関連絡会の開催(2回) (8) 県のJAS部局、食衛部局、景表法部局及び警察との連携強化のため、食品表示監視協議会を定期的に開催 (9) 県との情報の共有化及び連携の強化に関する交換会(月1回) (10) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施(3回以上) (11) 消費者団体、事業者等の集会や大学、生涯学習等、幅広い層にアプローチして食品表示の適正化、法令遵守に向けた出張講座を実施。アンケート調査を行い、今後の普及・推進に活用 (12) 食品の業者間取引の説明会について出張講座等にあわせ引き続き積極的に開催 (13) 県・市町村・保健所等関係機関や各部等の開催するイベントを通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 食品表示地域フォーラム、セミナー開催に係る指導・助言(フォーラム1回、セミナー2回) (4) 職員研修の開催(3回) (5) 中部運輸局との意見交換会(1回) (6) 東海3県の表示担当者との意見交換会については、発展的に(8)の食品表示監視協議会に統合して実施 (7) 公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の管区機関からなる食品表示関係機関連絡会の開催(1回) (8) 県のJAS部局、食衛部局、景表法部局及び警察との連携強化のため、食品表示監視協議会を設置し、定期的に開催(各県2回以上) (9) 県との情報の共有化及び連携の強化に関する情報交換会の開催(月1回以上) (10) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施(各県1回) (11) 消費者団体、事業者等の集会や大学、生涯学習等、幅広い層にアプローチして食品表示の適正化、法令遵守に向けた出張講座を実施。アンケート調査を行い、今後の普及・推進に活用 (12) 食品の業者間取引の説明会について、出張講座等にあわせ引き続き積極的に開催(1回) (13) 県・市町村・保健所等関係機関や各部等の開催するイベントを通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座の周知徹底(随時)
消費者等とのコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーション等意見交換会の開催を評価する者の割合	<p>1, 取組の方向 消費者等との交流を推進するため、幅広い関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、職員の説明能力の向上を図る。 また、食品の安全性に関するテーマで説明会、コミュニケーションを重点的に進めることとし、実施に当たっては、積極的なPRに努める。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品に関する意見交換会の開催(1回) (2) 消費者団体との懇談会の開催(1回) (3) 管内生協との懇談会等の開催(2回) (4) 消費者の部屋セミナーの開催(4回) (5) 一般消費者との懇談会の開催(2回) (6) 職員研修の開催(2回) 	<p>1, 取組の方向 消費者等との交流を推進するため、幅広い関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、職員の説明能力の向上を図った。 また、食品の安全性に関するテーマで説明会、コミュニケーションを重点的に進めることができた。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品に関する意見交換会の開催(1回) (2) 消費者団体との懇談会の開催(1回) (3) 管内生協との懇談会等の開催(1回) (4) 消費者の部屋セミナーの開催(3回) (5) 一般消費者との懇談会の開催(2回) (6) 職員研修の開催(2回) 	

2 , 重点的に推進する事項 2 / 東海農業・農業関連産業の振興

目 標			平成 20 年度 活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	認定農業者数 一定の条件を備えた集落営農組織数	<p>1 , 取組の方向 市町村に対し、水田経営所得安定対策に係る出張受付、農業経営基盤強化準備金の説明会、担い手アクションサポート事業及び集落営農総合支援事業等の説明会等において、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」に基づき、認定農業者に係るメリットの周知徹底と各種施策の積極的な活用及び再認定についての指導を強力に推進する。</p> <p>また、水田経営所得安定対策においては、対策加入への様子見の農業者への働きかけ、市町村特認についての市町村等への周知徹底、米政策についての理解促進の働きかけ、地域の実情に応じた集落営農組織への支援、等にポイントを置き、地域別に課題等を整理のうえ、対応策（処方せん）を作成し、県担い手育成総合支援協議会等と連携をとりながら具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を促進する。</p> <p>2 , 具体的取組内容 （1）集落レベル等への局幹部等による「いつでもどこでも担い手相談会」の開催（30地区） （2）地域別に課題等を整理のうえ、対応策（処方せん）を作成し、担い手基本台帳に基づき、県担い手育成総合支援協議会等と連携した個別指導の実施（水田経営所得安定対策出張受付：約50回） （3）「水田経営相談窓口」（農政安心ダイヤル）の相談活動の継続実施 （4）担い手育成・確保及び水田経営所得安定対策を推進するためのPR資料の作成、関係機関等への配布、局HPでのPR （5）担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施（県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議（3回：4月、10月、1月）、農業経営基盤強化準備金制度説明会（9月）） （6）管内の市町村のうち、効率的かつ効果的な認定農業者等に対するフォローアップ体制を構築している事例を収集し、管内市町村に提供 （7）農業経営基盤強化準備金の制度説明会（10地区、市町村段階） （8）農業経営基盤強化準備金の出張受付（3地区、JA段階） （9）農業経営基盤強化準備金制度等を周知するための</p>	<p>1 , 取組の方向 市町村に対し、水田経営所得安定対策に係る出張受付、農業経営基盤強化準備金の説明会、担い手アクションサポート事業及び集落営農総合支援事業等の説明会等において、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」に基づき、認定農業者に係るメリットの周知徹底と各種施策の積極的な活用及び再認定についての指導を強力に推進した。</p> <p>また、水田経営所得安定対策においては、対策加入への様子見の農業者への働きかけ、市町村特認についての市町村等への周知徹底、米政策についての理解促進の働きかけ、地域の実情に応じた集落営農組織への支援、等にポイントを置き、地域別に課題等を整理のうえ、対応策を作成し、県担い手育成総合支援協議会等と連携をとりながら具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を促進した。</p> <p>2 , 具体的取組内容 （1）「いつでもどこでも担い手相談会」の開催はなかったが、局幹部による地域説明会、意見交換会を実施。 （2）各地域ごとに問題点等を整理した簡易的な処方箋を作成し、説明会を兼ねた出張受付を各地域で約50回実施。 （3）「水田経営相談窓口」について引き続き各種パンフ及び局HPにおいて設置を広く周知するとともに相談活動を円滑に実施 （4）担い手育成・確保及び水田経営所得安定対策を推進するため、「経営所得安定対策だより」（第1号：2月、第2号：3月）を作成し、水田経営所得安定対策加入者に直接配付するとともに、認定農業者・農業法人・集落営農組織逆引きパンフレットを関係機関等へ配付、局HPでのPR （5）担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施（県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議（3回：4月、9月、1月）、農業関係税制に係る意見交換会（5月）、農業経営基盤強化準備金制度説明会（9月）） （6）認定農業者の新規認定に熱心に取り組んでいる市町村はあるものの、認定農業者等に対するフォローアップ体制を構築している市町村はなかったため、事例の作成に至らなかった。</p>

		<p>PR資料の作成、関係機関等への配付、局HPでのPR</p> <p>(10) 全国の担い手が一堂に会する「全国農業担い手サミット in みえ」(11月13～14日)の開催支援</p>	<p>(7) 農業経営基盤強化準備金の制度説明会(2回)</p> <p>(8) 農業経営基盤強化準備金の出張受付(6回)</p> <p>(9) 農業経営基盤強化準備金制度等を周知するためのPR資料(農業経営基盤強化準備金制度パンフレット(詳細版・簡易版各3,000部)及び軽油引取税パンフレット(10,000部))の作成、関係機関等への配付、局HPでのPR</p> <p>(10) 皇太子殿下の御臨席及び農林水産副大臣の出席のもと県営アリーナ(伊勢市)と三重県内各地域で、全国の農業の担い手が一堂に会し、経営の現況や課題について認識を深めるとともに、相互研鑽及び交流が行われ、無事全ての日程を終了</p>
	担い手への農地(水田)利用集積面積	<p>1 取組の方向 市町村等に対し、農地利用集積関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、担い手への農地利用集積を図るとともに、農地の分散錯圃を解消するため、面的な集積を促進</p> <p>2 具体的取組内容</p> <p>(1) 農地利用集積に関する市町村や農作業受託組織等への推進活動(20回/集積率等を考慮の上、対象市町村等を選定)並びに、必要に応じ過去に推進活動を実施した市町村へのフォローアップを実施</p> <p>(2) 「農地利用集積事務の案内」(マニュアル)修正版2,000部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、局HPでPR</p> <p>(3) 面的集積事例、市町村単独事業実施事例の収集と情報発信</p> <p>(4) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県等担当者会議3回:4月 10月 1月)</p>	<p>1 取組の方向 管内各県と連携の上、市町村への推進活動や農地利用集積に関するマニュアルを用いた広範なPR活動等を行い、担い手への農地利用集積の推進を図った。</p> <p>2 具体的取組内容</p> <p>(1) 農地利用集積に関する市町村への推進活動(35回/集積率等を考慮の上、対象市町村を選定)</p> <p>(2) 「農地利用集積事務の案内」(マニュアル)1,500部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、局HPでもPR</p> <p>(3) 面的集積事例、市町村単独事業実施事例を収集し、局HP等で情報発信</p> <p>(4) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県担当者会議3回:4/25、10/6、1/23)</p>
	基盤整備による担い手への農地利用集積面積	<p>1 取組の方向 基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進する。</p> <p>2 具体的取組内容 担い手への農地の利用集積を促進するため、県、市町村、土地改良区等を対象とする事業制度の説明会を開催(各県1回)する。</p>	<p>1 取組の方向 各県、市町村、土地改良区との連携により農地集積の促進を図った。</p> <p>2 具体的取組内容</p> <p>(1) 県、改良区を対象とした事業制度説明会の実施 ・岐阜県(5/14) ・愛知県(5/14) ・三重県(5/14,7/8)</p> <p>(2) 促進計画の作成に対する指導・助言(随時)</p>
一般企業等の農業への参入	一般企業等の農業への参入	<p>1 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援施策をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を加速化</p>	<p>1 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援施策をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業からの農業参入推進を図った。</p>

目 標			平成 20 年 度 活 動 計 画	
項	目	指標等	計 画	実 績
			<p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 出張セミナーによる推進活動(5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部地区建設産業再生支援協議会、商工会議所等の各種セミナー等に出向き制度及び支援施策をPR <p>(2) HP等を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 局HPを随時更新し、最新の支援施策や参入区域、参入事例等の情報を発信 各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(1,250部) <p>(3) 市町村に対する助言・指導(20市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施 <p>(4) 参入希望法人の対応手引き書の作成・配布(100部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参入希望法人が現れた場合の対応方法についてまとめた簡単な手引き書を作成し、市町村へ配布 	<p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 出張セミナーによる推進活動(3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部地区建設産業再生支援協議会、商工会議所等の各種セミナー等に出向き、制度及び支援策をPR(計138名うち事業者67名) <p>(2) ホームページ等を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 局HPを随時更新し、最新の支援施策や参入区域、参入事例等の情報を発信 各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(1,250部) <p>(3) 市町村に対する助言・指導(19市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施 <p>(4) 参入希望法人の対応手引き書の作成・配布(100部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手引き書(案)は作成済みであるが、制度改正により内容変更が生じるため市町村配布は中止
	農業生産基盤の整備	<p>【指標の見直し】</p> <p>基幹水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための機能診断、機能保全計画の策定数</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて、農業水利施設の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して機能保全計画を策定する。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 国営造成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 国営造成水利施設保全対策指導事業により、7地区(19施設単位)を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 <p>(2) 県営造成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹水利施設ストックマネジメント事業により、12地区を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 <p>(3) 説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント事業を円滑に推進するため、具体的な機能診断内容等の説明会を開催(1回) 	<p>1, 取組の方向</p> <p>良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて、農業水利施設の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して機能保全計画を策定した。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図った。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 国営造成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 国営造成水利施設保全対策指導事業により、機能診断、機能保全計画策定を実施(7地区/19施設単位) <p>(2) 県営造成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹水利施設ストックマネジメント事業により、12地区を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 <p>(3) 説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント事業を円滑に推進するため、土地改良事業団体連合会主催の研修会において具体的な機能診断内容等の説明を実施(3回)
国際競争力のあ る産地づくり	野菜、畜産等産 地の体質強化	<p>【新規】</p> <p>< 麦 ></p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会を開催し、実需者と連携した新品種の評価活動を行うとともに、</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会を開催し、実需者と連携した新品種の評価活動を行い、JAや</p>

<p>小麦の新品種作付面積シェアの拡大</p>	<p>J A や関係行政機関等で構成する産地協議会が策定した産地強化計画に基づく新品種への作付転換を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会の開催(1回) (2) 麦生産対策会議の開催(2回) (3) 現地検討会の開催(1回) (4) 現地指導(1カ所)</p>	<p>関係行政機関等で構成する産地協議会が策定した産地強化計画に基づく新品種への作付転換を推進した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会の開催(2回: 11/7、3/25) (2) 麦生産対策会議の開催(2回: 11/7、3/25) (3) 現地検討会への参画 ・作物に関する実用化技術研修会(1回: 8/5) (4) 現地指導(1カ所) ・西尾幡豆高能率麦大豆研究会(3回: 2/4、2/25、3/2)</p>
<p>< 野菜 > 産地強化計画における認定農業者数</p>	<p>1, 取組の方向 産地の取組タイプに応じて、推進会議及び現地指導を通じ県等へ取組強化を働きかける。また、加工・業務用については、実需者と生産者との現地検討会・交流会によって、産地(生産者)への理解を求め取組意欲を促進する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(3回) (2) 現地検討会の開催(5回) (3) 現地調査・指導(10カ所) (4) 産地の近代化についての動向把握(7カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 産地強化計画の推進状況について、推進会議等を通じ県と情報交換するとともに、目標達成に向けて産地への指導強化を要請した。 また燃油・肥料価格高騰を受け、緊急支援対策事業説明会を開催するとともに、県の説明会等における同事業の周知に努めた。加工・業務用向けについては、現地検討会等を開催するとともに先進地事例を取りまとめ、情報提供を行った。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(3回) (2) 現地検討会の開催(5回) (3) 現地調査・指導(10カ所) (4) 産地の近代化についての動向把握(7カ所) (5) 燃油・肥料価格高騰関連緊急支援対策説明会等(4回)</p>
<p>< 畜産 > 認定農業者の認定率</p>	<p>1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、取組状況のフォロー・アップのため、実績調査の実施・とりまとめを行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 19年度実績調査の実施・とりまとめ(6~7月) (2) ブロック会議等の開催(2回) (3) 現地指導(10カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、19年度取組状況のフォローアップのため、実績調査の実施・とりまとめを行った。認定農業者に関するPR資料の作成・配布、現地での推進指導等の実施については、準備不足等から取組が遅れた。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 19年度実績調査の実施・とりまとめ(11月) (2) ブロック会議の開催(2回: 5/20、2/24) (3) 現地指導(2ヶ所) (4) 認定農業者に関するPR資料の作成・配布(1月)</p>

目 標			平成20年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
		<花き>	<p>1, 取組の方向 花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大や花育の推進に向けたアンケート調査、イベント、普及活動等の推進に向けた取組を行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) アンケート調査 ・東海3県の一般消費者を対象とした花や緑に関するアンケート調査を実施(1回)</p> <p>(2) 検討会等の開催 ・調査結果を踏まえ、イベントや普及活動等のあり方を検討(1回)</p> <p>(3) イベント等の開催 ・(2)の検討結果を踏まえ、花き業界関係者と連携したイベントや普及活動等の実施(1回)</p> <p>(4) 現地指導等(10カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 東海管内の消費者を対象として花きの購入頻度等消費動向や意向、花育への関心度を把握するためアンケートを実施した。 ホームユース需要の拡大を図るとともに、将来的な需要拡大にもつなげるため、花育活動を推進するための検討会を開催した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) アンケート調査(1回) (2) 検討会等の開催(7回) うち花育関係(3回) (3) イベント等の開催(2回) (4) 現地指導等(22カ所) ・燃油価格高騰に対応するため、当初計画に加え、緊急的に現地に出向き事業のPR等を実施</p>
		<鳥獣害対策>	<p>1, 取組の方向 鳥獣害防止総合対策事業(新規)により市町村等地域が策定する被害防止計画に基づきハード、ソフト両面による総合的な対策を推進するとともに、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」、「東海地域鳥獣害メーリングリスト」及びメールマガジンにより情報発信の強化を図る。 また、東海地域を対象とした研修会を開催するとともに、鳥獣害に関する現状、対策、課題等を把握するため、管内市町村を対象として、鳥獣害に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回) (2) 研修会の開催(1回) (3) 現地指導(3県) (4) 「東海地域鳥獣害メーリングリスト」、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンの発行(2回/年)による情報発信 (5) 東海における鳥獣害に関するアンケート調査の実施</p>	<p>1, 取組の方向 鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成及び鳥獣害防止総合対策事業への取組推進のため、管内市町村に対する現地説明会を実施した。その結果、被害防止計画は管内で37市町村が20年度中に作成、鳥獣害防止総合対策事業は管内で17協議会が採択された。 また、岐阜大学との共催により東海地域鳥獣害対策シンポジウムを開催するとともに、農作物鳥獣害対策ネットワーク東海(局HP)、東海地域鳥獣害メーリングリスト(登録数約170名)、鳥獣害対策メールマガジン(登録数約2,500名)により、情報発信の強化に取り組んだ。 鳥獣害に関するアンケート調査については、本省調査として、被害防止計画の作成状況(4月以降毎月)、モンキーダッグの取組状況(5月)、処理加工施設の設置状況(11月)を実施したことにより、管内市町村の状況や課題等が把握できたため、実施しなかった。 被害防止計画の作成状況(20年度)/岐阜県: 8市町村、愛知県: 7市町村、三重県: 22市町</p> <p>鳥獣害防止総合対策事業の採択状況/岐阜県: 1協議会、愛知県: 2協議会、三重県: 14協議会</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(9/26、参加者27名) (2) 東海地域鳥獣害対策シンポジウムの開催(1/29、参加者150名)</p>

			<p>(3) 現地指導(被害防止計画及び事業説明) 岐阜県:3回 愛知県:3回 三重県:5回</p> <p>(4) 情報発信 農作物鳥獣害対策ネットワーク東海(随時) 東海地域鳥獣害メーリングリスト(随時) 鳥獣害対策メールマガジン(4回)</p>
<p>【見直新規】</p> <p>GAP(農業生産工程管理)の導入・普及の推進</p>	GAPを導入する産地の育成	<p>1, 取組の方向 県を通じ、マニュアルやパンフレットを配布し普及を図るとともに、強い農業づくり交付金の採択要件にすることにより推進を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) (2) マニュアル等の説明・配布(5カ所) (3) 導入状況調査(2回) (4) 現地調査・指導(5カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 導入状況を調査すると共に、推進会議幹事会を開催し、GAPの推進に努めた。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議幹事会の開催(6/6) (2) 導入状況調査の実施(7/31) (3) 愛知県主催「環境と安全に配慮した農業推進フォーラム」への参加(10/28)</p>
輸出促進に向けた取組の促進	農産物等の輸出品目の拡大	<p>1, 取組の方向 東海地域の輸出促進をより一層推進するため、東海地域農林水産物等輸出促進協議会を中心として、各関係機関との連携強化を図り、管内各県及び地域段階の輸出促進団体等を支援する。輸出促進セミナー・国内外パイヤーとの商談会を開催するとともに輸出産地への現地調査及び輸出関係者との意見交換を随時実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」総会、幹事会及び講演会の開催(各1回) (2) 「農林水産物・食品輸出セミナー・商談会(仮称)」の開催(1回) (3) 輸出関連団体と連携したセミナー等の開催(1回) (4) 局内推進チーム会議(2回) (5) 現地指導・調査(3県) (6) 輸出関係者との意見交換(4回) (7) 情報の収集及び提供(随時)</p>	<p>1, 取組の方向 東海地域農林水産物等輸出促進協議会を中心に各関係機関との連携強化を図り、管内各県及び地域段階の輸出促進団体等を支援。輸出促進セミナー・国内外パイヤーとの商談会、発掘会を開催するとともに輸出関係者への現地調査及び輸出関係者との意見交換を実施した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」総会、幹事会及び講演会の開催(各1回) (2) 「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」の開催。(2回) ・輸出に意欲ある生産者等を集めたセミナー、商談会、発掘会を開催し、輸出実現・拡大をサポート。 (3) ジェトロ名古屋と共催でセミナーを開催(1回) (4) 局内推進チーム会議(2回) (5) 現地指導・調査(3県6回) ・東海地域の食文化等に関する食品の輸出を調査し、その事例をHP等で紹介するとともに、輸出促進マップを作成 (6) 輸出関係者との意見交換(4回) ・輸出の検疫現場において、輸出に関心がある生産者等が参加し、情報交換会を開催。また、輸出関係団体と輸出促進のための情報交換会を開催 (7) 情報の収集及び提供 ・メールマガジン(月2回)の発行等、積極的に情報を収集・提供するとともに、輸出相談にきめ細かく対応し、相談者をサポート</p>

目 標			平成 20 年 度 活 動 計 画	
項	目	指標等	計 画	実 績
農業と食品産業等との連携の促進（産学官連携を含む）	農業と食品産業等との連携の促進（産学官連携を含む）	農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画認定数	<p>1, 取組の方向 東海農政局農商工等連携推進会議を設置し、局内関係部課等の連携と情報の共有化を図るとともに、農林漁業者及び食品産業者等に対して、農商工等連携促進法に係る施策について説明することにより、事例の発掘や連携の動きを探り、計画認定に向けた現地調査、指導等を行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海農政局農商工等連携推進会議を設置 (2) 中部経済産業局、中小企業基盤整備機構中部支部、食料産業クラスター協議会、地域力連携拠点等との連携の推進 (3) ブロック別農商工連携協議会、農商工連携フォーラム、農商工連携マッチングフェア及び農商工連携ビジネスセミナー等の開催等</p>	<p>1, 取組の方向 農商工等連携促進法成立年で、施策周知及び具体的事業推進に向け、説明会・相談会を始め、認定に向けたブラッシュアップを展開した。経済産業局はじめ、中小企業基盤整備機構、地域力連携拠点、食料産業クラスター協議会、各県、各県産業支援センター等と連携を密に行動できた。その結果農商工等連携が促進され、地域の農林水産業、食品産業をはじめ商工業者との連携が図れ、地域活性化に向けた一歩が踏み出した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海農政局農商工等連携推進会議の設置(6/24) (2) 中部経済産業局、中小企業基盤整備機構中部支部、食料産業クラスター協議会、地域力連携拠点等との連携により、中部地域の関係者を構成員とした中部地域農商工連携協議会発足(8/4) (3) 農商工連携フォーラムの開催 ・岐阜県 (12/22) 三重県 (2/12) ・愛知県 (2/20) ・中部地域全体フォーラム (2/25 於：富山県)</p>

3 , 重点的に推進する事項3 / 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

目 標			平成20年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	農地面積（農業振興地域農用地区域内（H11年度を基準に目標値を設定））	<p>1, 取組の方向 優良農地の確保のため、各県に対してあらゆる機会を通じて助言等に努めるとともに、耕作放棄地の現状把握、解消計画策定に向けての周知、支援を行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 農振制度の各県別市町村勉強会の開催(3回) (2) 耕作放棄地対策推進幹事会及びワーキンググループ(WG)の開催 (3) 耕作放棄地対策推進のための市町村との意見交換(2市町村以上/県) (4) 耕作放棄地全体調査、耕作放棄地解消支援ガイドライン等に係る市町村及び農業委員会への周知 (5) 耕作放棄地重点解消モデル地区への支援</p>	<p>1, 取組の方向 優良農地の確保や有効利用のため、各県・市町村に対してあらゆる機会を通じて、農振制度の運用等について助言等に努めるとともに、耕作放棄地対策の推進を図った。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 農振制度の各県別市町村勉強会の開催(各県1回) (2) 耕作放棄地対策推進幹事会(1回)及びワーキンググループを開催(2回) (3) 耕作放棄地対策にかかる要請行動(岐阜県:6市町村、愛知県:12市町村、三重県:7市町村)を実施 (4) 耕作放棄地全体調査、耕作放棄地解消支援ガイドライン等に係る市町村及び農業委員会への説明会(各県1回) (5) 岐阜県揖斐川町、愛知県豊橋市、三重県名張市をモデル市町村とし、全体調査打合せ、解消計画の策定等に参画</p>
		<p>【指標の見直し】 農地・水・環境保全向上対策(共同・営農活動)地区面積 共同活動 営農活動</p>	<p>1 取組の方向 農業農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源の保全の重要性等を広く国民(地域住民・消費者)に理解・醸成してもらうため、地域ぐるみの「共同活動」と農業者ぐるみの「営農活動」が地域に定着するとともに、今後は質の向上が図られるよう支援活動や普及活動を展開する。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 地域協議会の運営向上を目的に管内担当者会議を実施(1回)するとともに、地域からの個々の課題等に対して、県・市町村等と連携し、活動組織との意見交換会を現地で実施(各県1回) (2) 非農業業者の参加促進等の活動実施の支援、活動組織間の情報交換、消費者の理解の醸成等を目指し、「とうかい水土里フォーラム」等を開催(3回) (3) 活動組織の取組の質的向上を目指し、共同活動及び営農活動の優良な取組事例等を作成、局HP等により情報発信</p>	<p>1, 取組の方向 本対策を広く国民(地域住民・消費者)に理解・醸成してもらうため支援活動や普及活動を実施した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 地域協議会に対し活動組織の会計経理の適正化及び事務簡素化の周知が図られるよう管内担当者会議(各県1回)で指導するとともに、抽出検査(139組織(共同125、営農14)等の機会において県、市と連携して活動組織との意見交換を実施。また、農政局相談窓口等で個々の課題に対する対応を実施。 (2) 非農業業者の参加促進、活動組織間の情報交換、消費者の理解の醸成等を目指して「とうかい水土里フォーラム」を開催(1回)するとともに、各地域協議会が開催した事例発表会(4回)に参加 (3) 活動組織の取組の質的向上を目指し、共同活動及び営農活動の取組状況(取組事例を含む)を紹介したパンフレットを作成し、局HPに掲載</p>

目 標			平成 20 年 度 活 動 計 画	
項	目	指標等	計 画	実 績
		【新規】 優良農地の確保・保全面積（農地防災事業により農業災害の防止が図られる農地面積）	1 取組の方向 東海地域の農地防災事業は、濃尾平野の低平地帯を始めとする湛水防除や地盤沈下対策、都市化の進行による水質悪化等による水質保全対策、丘陵地や中山間地域における農業用ため池等の整備を中心に実施している。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域等に指定されており、農業用排水施設等の耐震対策を踏まえた整備の推進に併せて、ソフト事業の充実を図り、より一層の農地・農業用施設の保全を図る。 2 具体的取組内容 (1) 事業促進を図るため、事業主体に対し事業制度の説明会等を実施(説明会1回、各県別打合せ1回)する。 (2) ため池のハザードマップの作成等の防災・減災対策の取組を行うため、県、市町村、管理者等との検討会を開催(各県1回)する。	1 取組の方向 計画に掲げた農地防災事業の推進を図るとともに減災の観点も重視したソフト対策の充実を図るため、以下の取り組みを継続して実施している。 2 具体的取組内容 (1) 事業促進を図るため、事業主体に対し事業制度の説明会等を実施 ・ 説明会(2回:5/26、2/27) ・ 各県別打合せ(3回:8/18、8/22、8/27) (2) ため池のハザードマップの作成等の防災・減災対策の取組状況について、関係各県との検討会を開催 ・ 関係3県合同の検討会(5/9)
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマーの育成・確保	1 取組の方向 持続農業法に基づくエコファーマーの認定について着実な推進を図るとともに、18年12月の「有機農業法」の施行に伴い、環境保全型農業の中に有機農業を明確に位置づけ、推進する。 2 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) (2) セミナーの開催(1回:参加者100名) (3) エコファーマーとの現地意見交換会開催(1回) (4) 環境保全型農業に係る情報の提供(局HPのデータ更新及び「農地・水」事例紹介) (5) 現地指導・調査(5カ所)	1 取組の方向 持続農業法に基づくエコファーマーの認定について推進を行うとともに、18年12月の「有機農業法」の施行に伴い、環境保全型農業の中に有機農業を明確に位置づけ、推進した。 2 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回:11/28 3/27) (2) セミナーの開催(1回:3/13(参加者100名)) (3) 有機農業推進委員委員会の開催(12/8)
バイオマス利活用の推進	バイオマス利活用の推進	バイオマスタウン構想策定市町村数	1 取組の方向 様々な機会を積極的に捉え、バイオマス利活用について普及・推進を図るとともにバイオマス・タウン構想の策定を推進する。また、農水省としてバイオマス燃料の取組強化を打ち出していることから、BDF、エタノール等の推進も積極的に図っていく。 2 具体的取組内容 (1) 環境バイオマス総合対策推進事業を通じ市町村のバイオマス賦存量調査やセミナーによる普及等を行い、バイオマスの利活用やバイオマスタウン構想策定を推進	1 取組の方向 市町村に出向きバイオマスタウン構想策定やバイオマスの利活用の推進するとともに、バイオ燃料の説明会やセミナー等によりバイオマス利活用の普及推進を図った。 2 具体的取組内容 (1) 環境バイオマス総合対策推進事業を通じ市町村のバイオマス賦存量調査やセミナー等を活用し、バイオマスの利活用やバイオマスタウン構想の策定を推進 (2) 局HPで随時バイオマス利活用に関する情報を提供

			<p>(2) 局HPでバイオマス利活用に関する情報提供</p> <p>(3) バイオマスメールニュース(事務局/本省)の発行(1回/月程度)</p> <p>(4) 市町村に出向きバイオマス利活用の普及・推進やバイオマスタウン構想策定の推進(6回程度)</p> <p>(5) その他、各種イベントを通じて一般市民に対するバイオマス・ニッポン総合戦略のPR(1~2回)</p>	<p>(3) バイオマスメールニュースを月1回程度送信するとともに、会員数も84名に増加</p> <p>(4) 30数市町村に出向きバイオマスの利活用やバイオマスタウン構想策定を推進</p> <p>(5) その他、各種イベントを通じて一般市民に対するバイオマス・ニッポン総合戦略のPRを実施</p>
都市と農村の交流	都市と農村の交流	<p>主な交流促進施設の入込客数</p> <p>-----</p> <p>主な農林漁業体験民宿宿泊者数</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>都市と農村の交流促進を図るためには、引き続き、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が重要との観点から、情報発信の強化等様々な取組を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 東海農政局HPの充実等情報発信の強化</p> <p>(2) 民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信</p> <p>(3) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(2回)</p> <p>(4) 「子ども農山漁村交流プロジェクト」受入地域拡大に向けた支援</p> <p>(5) 他省庁が設置する協議会等への積極的な参加</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>都市と農村の交流促進を図るため、引き続き、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が必要との観点から、情報発信の強化等様々な取組を行った。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) HPの充実等情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局HP、メールマガジン、農林水産フェア等を活用し、グリーン・ツーリズムの情報を発信 <p>(2) 民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携共生・対流交付金等の募集についてNPO法人等へ情報を提供 <p>(3) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(1回)</p> <p>(4) 「子ども農山漁村交流プロジェクト」受入地域拡大に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入モデル地域の体制整備を支援するとともに、同プロジェクトを市町村等へPR <p>(5) 他省庁が設置する協議会等への積極的な参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部運輸局主催の「観光立国推進東海地区省庁連絡会議」や中部地方整備局主催の「風景街道中部地方協議会」に参加し、「子ども農山漁村交流プロジェクト」や「農山漁村活性化プロジェクト交付金」のPRを行うとともに、制度の概要を説明 ・三重県主催の三重グリーン・ツーリズムシンポジウムに参加(7/15)
	多面的機能の理解促進に関する取組	田んぼの生きもの調査参加団体数	<p>1, 取組の方向</p> <p>農業農村の持つ多面的機能について、広く一般国民への理解を促進するため、関係機関と連携して推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 国、県が行う田んぼの生きもの調査(参加20団体)</p> <p>(2) 県が行う共同調査への積極的な参加(4地区)</p>	<p>1, 取組の方向</p> <p>多面的機能を広く普及させるため、関係機関と連携して、田んぼの生き物調査を推進した。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 国、県が行う田んぼの生きもの調査(参加31団体)</p> <p>(2) 上記調査に積極的に参加(4地区)</p>

目 標			平成 20 年度 活動 計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
農村地域の生活環境の向上	農村部の汚水処理施設の普及	農業集落排水施設の整備率	<p>1, 取組の方向 農村における汚水処理施設の普及のため、市町村に対して事業実施に向けた活動を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容 ・市町村に対する普及活動（10市町村）</p>	<p>1, 取組の方向 市町村に対して事業実施に向けた活動を実施。</p> <p>2, 具体的取組内容 ・当局担当者が、直接、市町村の抱える問題点等を聞き取り意見交換を実施（7市町村）。</p>
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	活性化計画の作成市町村数	<p>1, 取組の方向 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成に向けて、普及・推進を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 （1）農山漁村活性化法の県や市町村への周知を図り活性化計画の作成を推進 （2）内閣官房地域活性化統合事務局の北陸圏・中部圏地方連絡室の一員として各出先機関との連絡調整を図り、農山漁村地域の活性化に向けた取組を推進 （3）東海農政局HPにパンフレットや地域活性化の取組事例等を紹介</p>	<p>1, 取組の方向 農山漁村活性化プロジェクトの推進に向けて、研修会や市町村訪問等により普及・推進を図った。</p> <p>2, 具体的取組内容 （1）研修会及び市町村訪問等を通じ農山漁村活性化プロジェクトの概要説明を行った。 （2）地方連絡室の一員として、元気再生事業を3地区で支援した。 （3）パンフレットや取組事例の紹介が本省HPで紹介されたため、本省HPへのリンクを行った。</p>